

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会第2回総会
別冊資料

青の煌めき^{きら}あおもり国スポ・障スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会



日時：令和7年5月12日（月）午後2時30分

場所：五所川原市民学習情報センター 大教室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会

第2回総会 別冊資料

資料1	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会員名簿・・・・・・・・・・	1
資料2	あおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会第1回常任委員会審議議案・・・・・・・・	3
資料3	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則・・・・・・・・・・	7 9
資料4	あおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会総会から常任委員会への 委任事項	8 2

資料 1

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会員名簿

N0	役職	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	会長	市関係	五所川原市	市長	佐々木 孝昌
2	副会長	市議会	五所川原市議会	議長	木村 清一
3		市関係	五所川原市	副市長	鎌田 寿
4		市教委	五所川原市教育委員会	教育長	原 真紀
5		スポーツ関係	一般財団法人五所川原市スポーツ協会	会長	飛嶋 克好
6		産業・経済関係	五所川原商工会議所	会頭	山崎 淳一
7		医療・福祉関係	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	会長	乗田 孝一
8		宿泊・観光関係	一般社団法人五所川原市観光協会	会長	木村 重介
9	常任委員	スポーツ関係	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
10		スポーツ関係	五所川原市バレーボール協会	会長	長尾 篤仁
11		スポーツ関係	一般財団法人五所川原市スポーツ協会	専務理事	小林 耕正
12		学校関係	五所川原市小中学校長会	会長	森 靖
13		学校関係	青森県高等学校長協会西北地区会	会長	三和 聖徳
14		医療・福祉関係	一般社団法人西北五医師会	会長	佐藤 充
15		医療・福祉関係	つがる総合病院	院長	坂本 十一
16		医療・福祉関係	北五歯科医師会	会長	津島 克正
17		警備・消防関係	五所川原警察署	署長	成田 卓哉
18		警備・消防関係	五所川原市消防本部	消防長	黒川 隆二
19		市関係	五所川原市総務部	部長	川浪 生郎
20		市関係	五所川原市財政部	部長	佐々木 崇人
21		市関係	五所川原市民生部	部長	三橋 大輔
22		市関係	五所川原市経済部	部長	川浪 治
23		市関係	五所川原市福祉部	部長	片山 善一朗
24		市関係	五所川原市建設部	部長	古川 清彦
25		市関係	五所川原市上下水道部	部長	平野 聡史
26		市関係	五所川原市教育委員会	部長	藤原 弘明
27		市関係	五所川原市選挙管理委員会	事務局長	鳴海 新一
28		市関係	五所川原市農業委員会	事務局長	一戸 武二
29		市関係	五所川原市議会	事務局長	工藤 義人
30	委員	スポーツ関係	青森県バレーボール協会	理事長	齋藤 達人
31		スポーツ関係	西北五バレーボール協会	理事長	工藤 渉太
32		スポーツ関係	五所川原市スポーツ推進委員協議会	会長	成田 武司
33		スポーツ関係	特定非営利活動法人青森県障害者スポーツ協会	理事長	高杉 勝彦
34		学校関係	東北職業能力開発大学校附属青森職業能力開発短期大学校	校長	小堀 勝幸
35		学校関係	五所川原市保育連合会	会長	島村 俊広
36		学校関係	五所川原市幼稚園連合会	会長	澤田 威
37		産業・経済関係	金木商工会	会長	黒沼 剛
38		産業・経済関係	市浦商工会	会長	成田 武司
39		産業・経済関係	公益社団法人五所川原青年会議所	理事長	小野 顕成

40	委員	産業・経済関係	ごしょつがる農業協同組合	代表理事組合長	山本 康樹
41		産業・経済関係	つがるにしきた農業協同組合	代表理事組合長	山中 満春
42		宿泊・観光関係	五所川原市旅館組合	組合長	中山 佳
43		警備・消防関係	五所川原消防署	署長	福士 博樹
44		医療・福祉関係	青森県看護協会西北五支部	支部長	櫻庭 あゆみ
45		医療・福祉関係	一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
46		通信・輸送関係	五所川原市タクシー協会	会長	丸海老 隆
47		通信・輸送関係	津軽鉄道株式会社	代表取締役社長	澤田 長二郎
48		通信・輸送関係	弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
49		通信・輸送関係	有限会社北都観光	常務	齊藤 豪
50		通信・輸送関係	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	高橋 賢
51		社会団体	五所川原市連合婦人会	会長	外崎 れい子
52		社会団体	五所川原市町内会連合会	会長	須藤 一正
53	顧問	県議会	青森県議会	議員	櫛引ユキ子
54		県議会	青森県議会	議員	今 博
55		県議会	青森県議会	議員	寺田 達也
56		市議会	五所川原市議会	副議長	木村 博
57		市議会	五所川原市議会総務常任委員会	委員長	黒沼 剛
58		市議会	五所川原市議会民生文教常任委員会	委員長	藤森 真悦
59		市議会	五所川原市議会経済建設常任委員会	委員長	外崎 英継
60	参与	報道関係	株式会社東奥日報社五所川原支局	支局長	藤本 耕一郎
61		報道関係	株式会社陸奥新報社五所川原支社	支社長	下山 高秋
62		報道関係	株式会社読売新聞東京本社青森支局	支局長	名倉 透浩
63		報道関係	株式会社朝日新聞社青森総局	総局長	姫野 直行
64		報道関係	株式会社毎日新聞社青森支局	支局長	足立 旬子
65		報道関係	株式会社河北新報青森総局	総局長	村上 俊
66		報道関係	一般社団法人共同通信社青森支局	支局長	草木 章裕
67		報道関係	青森放送株式会社五所川原支局	支局長	秋田 巧平
68		報道関係	株式会社青森テレビ弘前支社	弘前支社支社長	成田 克彦
69		報道関係	青森朝日放送株式会社弘前支社	支社長	杉田 浩康
70		報道関係	日本放送協会青森放送局	局長	岩崎 努
71		報道関係	株式会社五所川原エフエム	代表取締役	半田 秀美
72	監事	市関係	五所川原市	会計管理者	小林 益代
73		市関係	五所川原市監査委員事務局	事務局長	岡田 正人

資料 2

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会 常任委員会審議事項

報告案件

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会常任委員の変更について

議事

議案第 1 号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会開催推進総合計画（年度別業務一覧）の改訂（案）について

議案第 2 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市協賛取扱要項（案）

議案第 3 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市保険加入要項（案）

議案第 4 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市識別用品整備要項（案）

議案第 5 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市遺失物・拾得物取扱要項（案）

議案第 6 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市案内所設置運営要項（案）

議案第 7 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市休憩所設置運営要項（案）

議案第 8 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店設置運営要項（案）

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店募集要領（案）

議案第 9 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市大会ボランティア募集要項（案）

議案第10号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市式典実施要項（案）

議案第11号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調達要項（案）

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調整施設募集要領（案）

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設選考基準（案）

議案第12号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市医療・救護要項（案）

議案第13号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市環境衛生対策要項（案）

議案第14号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市食品衛生対策要項（案）

議案第 15 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市輸送・交通要項（案）

議案第 16 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市警備・消防実施要項（案）

議案第 17 号

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会財務会計規程の改正について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会常任委員の変更について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 8 日から令和 7 年 5 月 1 2 日までの間における青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

所属機関・団体名、役職	新任者	前任者
五所川原市 副市長	鎌田 寿	一戸 治孝
五所川原市小中学校長会 会長	森 靖	原田 憲寿
青森県高等学校長協会西北地区会 会長	三和 聖徳	大瀬 幸治
つがる総合病院 院長	坂本 十一	岩村 秀輝
北五歯科医師会 会長	津島 克正	平山 雅人
五所川原警察署 署長	成田 卓哉	角田 哲治
五所川原市総務部 部長	川浪 生郎	長谷川 哲
五所川原市財政部 部長	佐々木 崇人	鎌田 寿
五所川原市建設部 部長	古川 清彦	赤城 一

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市 開催推進総合計画（年度別業務一覧）の改訂（案）について

青の煌めきあおもり国スポ障スポ五所川原市開催推進総合計画で規定している年次計画（年度別業務一覧）の改訂の主な変更内容が以下のとおりです。

1 宿泊業務

令和5年11月29日に開催された青森県の「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第5回宿泊専門委員会」において、合同配宿実施方針が決定され、県及び市が合同配宿本部を、県が配宿センターを設置することとされたことから、以下のとおり変更する。

- ・令和7年度業務の「宿泊施設台帳の作成」を削除、仮配宿計画作成を追加
- ・令和8年度業務に「合同配宿本部及び配宿センターの設置・運営」を追加

【参考】青森県の合同配宿実施方針（一部抜粋）

1 合同配宿の体制

（1）合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という。）を行う。

（2）合同配宿本部及び配宿センターの設置

県委員会及び会場地委員会は、「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、事業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

2 医事・衛生

大会運営のために作成の必要があるため、令和7年度業務に以下の要項・マニュアルの作成を追加する。

- ・環境衛生対策要項 ゴミ等の管理に必要なため
- ・食品衛生対策要項 弁当、売店の食品衛生対策に必要なため
- ・各種マニュアル 内部運営などで必要なマニュアル

3 輸送・交通業務

要項作成の必要性が無いと判断し、令和7年度業務を以下のとおり変更する。

- ・(旧)「駐車場の管理運営要項の作成」→(新)「駐車場の管理運営マニュアルの作成」

開催推進総合計画【年度別業務一覧表】

年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
主要行事		●会場地総合視察（日本スポーツ協会・文部科学省） ●第 8 0 回国民スポーツ大会・第 2 5 回全国障害者スポーツ大会開催決定 ●鹿児島国体	●佐賀国スポ・障スポ	●滋賀国スポ・障スポ ●第 8 0 回国民スポーツ大会・第 2 5 回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会開催	●第 8 0 回国民スポーツ大会・第 2 5 回全国障害者スポーツ大会開催
実行委員会		●実行委員会設立準備	●実行委員会設立 ●総会、常任委員会開催 ●関係者等による打合せ（随時）	●総会、常任委員会開催 ●関係者等による打合せ（随時）	●総会、常任委員会開催 ●実行委員会解散
総務企画関係	総務企画		●開催推進総合計画の策定 ●県・関係機関・会場地自治体との連絡調整 ●国スポ予算の編成・執行	●大会実施本部運営マニュアル作成 ●協賛取扱要項の策定 ●保険加入要項の策定 ●識別用品整備要項の策定 ●遺失物・拾得物取扱要項の策定 ●行幸啓等対応 ●国スポ予算の編成・執行	●保険加入 ●遺失物・拾得物取扱 ●報告書等の作成 ●国スポ予算の編成・執行
	財務				
	歓迎・接伴		●歓迎接伴基本計画の策定 ●休憩所運営の検討 ●観光パンフレット、ふるまいの検討 ●小中学生による歓迎装飾の検討	●案内・休憩所運営要項の策定 ●観光パンフレット、ふるまいの検討 ●小中学生、高校生による歓迎装飾の作成 ●売店設置運営要項の作成	●案内所・休憩所の設置 ●売店設置運営 ●観光パンフレット作成・配布、ふるまい等の実施 ●小中学生による歓迎装飾の実施
	市（県）民運動				
広報			●広報基本計画の策定 ●市実行委員会ホームページ作成 ●市広報での PR	●市実行委員会ホームページ更新 ●市広報での PR ●各種イベントでの PR	●競技会記録写真の撮影 ●報道機関への協力
年度		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度

競技式典関係	競技・式典会場	●競技会場の設備等検討	●施設整備基本計画の策定 ●県・関係機関・会場地自治体との連絡調整 ●競技会場内外の環境整備	●県・関係機関・会場地自治体との連絡調整 ●競技会場内外の設置仕様書の作成	●大会会場設・運営
	競技		●競技運営基本計画の策定 ●競技用具整備方針の策定 ●県・関係機関・会場地自治体との連絡調整 ●リハーサル大会の実施	●競技別実施要項の策定 ●競技別プログラムの作成 ●競技役員等の編成 ●競技用備品、消耗品の整備	●式典の実施 ●競技役員等の委嘱 ●競技別プログラムの作成・配布
	情報通信		●情報通信基本計画の策定 ●情報通信設備導入等の検討	●情報通信設備導入等の検討	●情報通信設備リース等
	式典		●式典基本計画の策定	●炬火リレー等の検討 ●式典実施要項の作成 ●競技会場内放送の策定	●炬火リレー等の実施 ●表彰式等の実施
宿泊衛生関係	宿泊		●宿泊基本計画の策定 ●合同配宿実施方針（県）	● 宿泊施設台帳の作成 ●仮配宿計画作成（県） ●弁当調達の検討 ●弁当調達要項の作成 ●弁当調製施設の募集	●合同配宿本部及び配宿センターの設置・運営（県・市） ●宿泊の実施 ●弁当の調達・斡旋
	医事・衛生		●医事・衛生基本計画の策定	●医療救護要項の作成 ●救護所の検討 ●環境衛生対策要項の作成 ●食品衛生対策要項の作成 ●各種マニュアルの作成	●救護所の運営 ●環境衛生対策の実施
輸送交通関係	輸送・交通		●輸送・交通基本計画の策定 ●駐車場の管理運営検討	●輸送・交通要項の作成 ●計画輸送の検討 ●駐車場の管理運営要項マニュアルの作成	●輸送本部の設置 ●輸送の実施 ●駐車場の管理運営
	警備・消防		●警備・消防基本計画の策定	●警備・消防実施要項の作成	●警備・消防本部の設置 ●警備、防災の実施

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における企業・団体等（以下「企業等」という。）からの協賛の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- （１）協賛の受け入れは、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品、その他大会の運営に必要な用具等及び金銭（以下「協賛物品等」という。）の受け入れによるものとする。協賛物品の例は別表１のとおりとする。
- （２）協賛者が金銭による協賛を申し入れたときは、その金銭を別表の物品に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- （１）協賛は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- （２）協賛の方法は、協賛物品の提供または貸与とする。
- （３）協賛の申込は、協賛申込書（様式第１号）により行う。
- （４）協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第２号）を交付する。
- （５）協賛物品等の搬入、据付並びに撤去等に関する費用は、原則として協賛者が負担する。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- （１）大会の趣旨に反するもの。
- （２）法令等に違反するもの及び公序良俗を乱すと認められるもの。
- （３）青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。
- （４）政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの。
- （５）個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの。
- （６）その他、実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- （１）協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛者名を協賛物品等に直接文字イラスト等により表示をすることができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- （２）協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ、デザイン等について、実行委員会と協賛者との協議のうえ、実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

6 協賛への謝意

- (1) 協賛物品等を受け入れた場合は、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表 2 のとおりとする。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が定める留意事項を確認のうえ実施する。
- (2) この要項に定めるもののほか、協賛の取り扱いに必要な事項は、事務局長が別に定めるものとする。

別表 1

用途		例示品目
広報活動用	掲示物	のぼり旗、卓上のぼり旗、バナースタンド、看板、横断幕、懸垂幕、カウントダウンボード、ＴＶ・ラジオ・新聞・雑誌等メディアへの掲載、バス・タクシー等への広告掲出、ステッカー 等
	印刷物	ポスター、チラシ、シール 等
	配布物	ピンバッジ、缶バッジ、タオル、ポケットティッシュ、文房具、うちわ 等
市民運動用	環境美化	タオル、軍手 等
	競技観戦	スティックバルーン、メガホン 等
歓迎装飾用	競技会場	のぼり旗、看板、横断幕、歓迎門 等
	その他	タペストリー、ステッカー 等
おもてなし用	競技会場	飲料水、参加記念品・副賞、特産品 等
開催準備用	実行委員会	自動車、自動車ラッピング、事務機器貸与等
大会運営用	物品・備品	スタッフ用識別用品（ウェア）、トランシーバー、パソコン、コピー機、テント、競技用品 等
	その他	情報機器環境の整備、警備員・誘導員の人材派遣 等
その他		実行委員会との協議によるもの

別表 2

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業・団体等	10 万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	10 万円未満	礼状	郵送	—
個人	5 万円以上	感謝状	贈呈式	会長または副会長
	5 万円未満	礼状	郵送	—

様式第 1 号

協賛申込書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会 会長 様

(申込者)
名称
代表者名
所在地

五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日		
その他		

(担当者)
所属
氏名
電話番号
Eメール

協賛受領書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

五所川原市実行委員会 会長

五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポに係る協賛物品等を下記の
とおり受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	☐ 提供 ☐ 貸与	
受領年月日		
その他		

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、保険の内容に応じて損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去、公式練習日を含む。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護施設等で医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3, 0 0 0 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保険金額（支払限度額）	
	1 人	1 事故
対人・対物共通	5 億円	5 億円

（２）傷害事故

被保険者が、大会の開催準備業務若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中において発生した偶然の事故により、生命、身体に生じた事故をいう。

被保険者	保険金額（支払限度額）		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員	2, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
競技会補助員	1, 0 4 0 万円	6, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円
医師	1 億円	3 0, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
看護師等	3, 0 0 0 万円	1 0, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に捧げる事故については、保険の対象外とする。

（１）損害賠償責任事故

ア 故意による事故

- イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ その他保険約款上に定めのあるもの
- (2) 傷害事故
- ア 被保険者の故意による事故
 - イ 地震、台風等の天災による事故
 - ウ 被保険者の疾病、心神喪失による事故
 - エ 被保険者の自殺、犯罪行為による事故
 - オ その他保険約款上に定めにあるもの

5 事故報告

- (1) 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実施本部は、大会期間中に事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この事項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。

事故報告書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会
会長 様

報告者 _____

事故発生日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	【 有 ・ 無 】 撮影者氏名
所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	() —

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・役員・競技補助員 競技会補助員・医師・看護師・一般観覧者 その他 ()
	住所	
	氏名	年齢 歳
	電話番号	() —
医療機関	名称	
	電話番号	() —
	担当医師	
傷害内容	傷病名	
	症状・程度など	

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）において、円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品に関して必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素、効率化を考慮し原則として次のとおりとする。

- （１）ADカード
- （２）服飾品
- （３）その他大会運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとし、配布対象者ごとの整備品目は別に定める。

- （１）競技役員
- （２）競技補助員
- （３）競技会係員
- （４）競技会補助員
- （５）選手、監督、大会関係者等
- （６）視察員、報道員等
- （７）その他（競技会場施設職員、委託業者、売店関係者等）

4 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が指定する者とし、従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

5 識別用品整備委託

配布対象者は、原則として実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。ただし、競技役員及び競技補助員に配布する識別用品については、競技団体が代替品目の整備を希望し、整備品目及びそのデザインについて、実行委員会が競技運営等により必要と認めた場合は、競技団体へ整備を委託できるものとする。

なお、実行委員会が競技団体へ支払う委託料の単価については、実行委員会が整備する1人とあたりの予算額を超えないものとし、予算額を下回る際は、実費を委託料として支払うものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届け出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱及び保管

- （1）遺失物又は拾得物の届け出の取扱いは、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会実施本部（以下、「実施本部」という。）が競技会場内に設置する受付案内所で実施するものとし、受付案内係が取扱業務及び一時保管を行うこととする。
- （2）受付案内係は、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、実施本部へ引き継ぐものとする。ただし、高額な金品等については、速やかに実施本部へ引き継ぐものとする。
- （3）拾得物は、あらかじめ定められた保管場所に保管し、盗難、紛失等の事故がないように留意する。
- （4）実施本部解散後は、遺失物又は拾得物の取扱いは、実行委員会事務局において行う。

3 届出の処理

- （1）拾得物の届け出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第1号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物預かり書（様式第2号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第3号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第4号）を貼付して一時保管する。
- （2）遺失物の届け出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失物一覧簿（様式第6号）に記入した後、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- （1）遺失物届出書（様式第5号）の提出を受け、遺失者に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- （2）遺失物の代理人に遺失物を返還する場合、委任状（様式第8号）を受理または遺失者に電話確認した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受ける。
- （3）拾得者に報労金の請求権利が生じた場合、実行委員会事務局が拾得物返還通知書（様式第9号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 実施本部は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、実行委員会事務局に引き継ぐ。ただし、実施本部は、拾得した日から起算して7日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があることから、この時期を失しないように留意しなければならないものとする。
- (2) 実行委員会事務局は、実施本部から引き継いだ遺失者が判明しない物件を拾得の日から起算して7日以内に拾得物受理書（様式第1号）の写しと拾得物届出書（様式第10号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会事務局は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に伝える。

6 その他

この要項に定めるもののほか、遺失物又は拾得物に関して必要な事項は別に定める。

拾 得 物 受 理 書

受理番号		第 号									
受理日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分									
拾得日時		年 月 日 () 午前・午後 時 分頃									
拾得場所											
拾得者		住所									
		氏名									
		電話		自宅 ()				勤務先 ()			
物件	現金	総 額		金 額 内 訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		1,000 円		50 円		1 円		
			5,000 円		500 円		10 円				
			2,000 円		100 円		5 円				
	物品	品 名		形 状 ・ 特 徴 ・ 在 中 品 の 内 訳 等						点 数	
										点	
	拾得者の権利				☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権						
拾得者の同意				遺失者に対して氏名及び住所を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無 ※電話番号告知の可否 ☐ 可 ☐ 否							
拾得物預り書交付日時				年 月 日 () 午前・午後 時 分							
拾得物返還確認通知書送付の希望				☐ 有 ☐ 無							
権利放棄 の申告		権 利 放 棄 書									
		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。									
		☐ 報労金の請求権を放棄します。									
		☐ 所有権を放棄します。									
		令和 年 月 日									
		青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会									
		会長 宛									
		拾得者氏名 _____ (自著)									
備考											
取扱担当者氏名											

様式第2号

拾得物預かり書

受理番号		第 号							
受理日時		令和	年	月	日 ()	午前・午後	時	分	
拾得日時		令和	年	月	日 ()	午前・午後	時	分頃	
拾得場所									
拾得者	住所								
	氏名								
	電話	自宅 ()				勤務先 ()			
物件	現金	総 額	金額内訳						
		円	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		500 円		5 円		
			5,000 円		100 円		1 円		
			2,000 円		50 円				
		1,000 円		10 円					
	物品	品 名	形状・特徴・在中品の内訳等					点数	
								点	
権利放棄 の申告		☐ 一切の権利放棄 ☐ 報労金請求権の放棄 ☐ 所有権の放棄							
上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会 会長 宛 取扱者氏名 _____ (自著) ※取扱者氏名のないものは無効です。									
注1 この預り書は、あなたが標記物件の所有権を取得し、その物件を受け取る場合に必要ですから、紛失しないように大切に保管してください。 注2 落とし主が判明したときは、標記物件を返還するとともに、お礼の連絡を取っていただくようにお伝えします。拾得者であるあなたは、拾得物件の価格の100分の5以上100分の20以下の2分の1の範囲内で報労金(相当物件)を受け取ることができます。(権利放棄された方は、該当しません。) 注3 落とし主がわからないときは、取得物を受理した日から7日以内に所轄の警察署に提出します。なお、警察署が公告した日から3ヶ月を経過しても遺失者がわからないときは、この拾得物はあなたのものになります。ただし、個人情報の記録された物件については取得することができません。所轄の警察署落とし物係へ事前に電話で問い合わせてください。 ※ あなたが物件を受け取ることができるのは、その権利を有してから2ヶ月以内となっていますので、御注意ください。									

様式第3号

拾得物一覽簿

受理 番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	拾得物件(種類及び数量)		受処理者	備考
				現金	物品	返還処理者	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					

様式第 4 号

拾得物個票	
受理番号	
受理日	
拾得日	
拾得者	
物件名	
拾得取扱担当者	

遺失物届出書

受理番号		第 号									
遺失日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分									
遺失場所											
遺失者		住所									
		氏名									
		電話		自宅 ()				勤務先 ()			
物件	現金	総 額		金額内訳							
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	
			10,000 円		1,000 円		50 円		1 円		
			5,000 円		500 円		10 円				
		2,000 円		100 円		5 円					
	物品	品 名		形状・特徴・在中品の内訳等						点数	
										点	
拾得物一覧簿に該当有 の場合	連絡日時			連絡結果				受理番号 第 号			
	年 月 日 午前・午後 時 分			☐ 遺失者本人に連絡 ☐ 代理人に返還				備考			
	担当者氏名										
				☐ 遺失者本人に返還 (日 時)							
☐ 拾得者へ連絡 (日 時)											
			☐ 拾得物返還通知書の送付 (日 時)								

様式第 6 号

遺失物一覧簿

受理 番号	受理月時	遺失日時	遺失場所	遺失物件（種類及び数量）		受理処理者	備考
				現金	物品	返還処理者	
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃					

遺失物受領書

受理番号		第 号			
拾得日時		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
拾得場所					
拾得者	住所				
	氏名				
拾得物件	現金	金_____円 内訳 10,00 100 0 円_____枚 円_____枚 5,000 50 円_____枚 円_____枚 10 円_____枚 2,000 50 円_____枚 円_____枚 1 円_____枚 1,000 50 円_____枚 円_____枚 500 1 円_____枚 円_____枚			
	物品	— — 点			
上記の物件を受領しました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会 会長 宛 住所 _____ 氏名 _____ (自著) 連絡先 _____ 本人確認 ☐ 運転免許証 (No. _____) ☐ その他 (_____)					
返還担当者氏名					

委 任 状

遺失物の受け取りを下記の者に委任しました。

受任者住所

受任者氏名	委任者との関係

年 月 日

(遺失者)
委任者住所

委任者氏名 印

様式第9号

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会
会長

年 月 日に, あなたから拾得の届け出がありました物件()は,

年 月 日に下記の方に返還いたしました。

あなたは, 遺失物法の定めるところにより, 下記の方に拾得物件の評価額の100分の5以上100分の20以下の2分の1の範囲内で報労金(相当物品)の支払いを請求できます。

遺失者の方から連絡がありましたら, お互いに話し合ってください。

なお, 遺失者の方には, 報労金(相当物品)の支払義務があることをお伝えしています。

遺失者の氏名及び住所を知りたいときは, 下記までお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
所在地 青森県五所川原市字布屋町 41-1
電話番号 0173-35-2111

様式第 1 0 号

様

住 所 青森県五所川原市字布屋町 4 1 番地 1

事務所名 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
代表者名 五所川原市実行委員会事務局長
電話番号 0173-35-2111

拾 得 物 届 出 書

下記の物件を拾得したので届け出ます。

受理会場

番号	物件（種類・数量・形状・色・模様・品質・特徴）	拾得日時	拾得場所	管理者への 届出日時	拾得者住所，氏名及び電話番号	権利放棄 の有無
1		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
2		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
3		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
4		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
5		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
6		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
7		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
8		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
9		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無
10		年 月 日 時 分頃		年 月 日 時 分頃		☐ 有 ☐ 無

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市案内所設置要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者及び一般観覧者（以下「大会関係者等」という。）に対し、競技会、宿泊、輸送交通、観光物産等の案内を行うため、案内所の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類及び設置場所

- （１）案内所は総合案内所及び受付案内所とする。
- （２）案内所は関係機関・団体等と協議の上、設置する。

3 設置期間

競技会の開催期間中とする。

4 設置期間及び開設時間

案内所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

設置期間	競技会の開始日から競技会の終了日まで
開設時間	競技開始（開始式含む）１時間前から競技終了後３０分まで ※準備・後片付けを含む

5 業務内容

（１）総合案内所

- ア 交通、競技及び観光案内に関すること。
- イ 配布物の管理に関すること。
- ウ 総合案内所周辺の装飾の管理に関すること。
- エ その他各種案内に関すること。

（２）受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿舍及び観光の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の取扱業務及び一時保管に関すること。
- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他各種案内に関すること。

6 その他

この要項に定めるもののほか、案内所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に憩いの場となる休憩所を提供するため、設置及び運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等と協議の上、競技会場等に設置する。

3 設置期間及び開設時間

休憩所の設置期間及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、変更できるものとする。

設置期間	競技会の開始日から競技会の終了日まで
開設時間	競技開始（開始式含む）1時間前から競技終了後30分まで ※準備・後片付けを含む

4 業務内容

- （1）大会参加者等への飲食物の提供に関すること。
- （2）休憩所内及びその周辺における衛生管理、整理整頓に関すること。
- （3）飲料水等の検収及び管理に関すること。

5 その他

この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市歓迎接伴基本計画」に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技会場に設置する。ただし、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

競技会の開催期間中とする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて、開設時間を変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は1店舗あたり20㎡以内とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 大会記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、スローガン及びマスコット等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは、販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関連法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造、加工をされたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを使用し、提供直前に簡易な調理をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかを満たす者

ア 申請時に、1年以上五所川原市内に店舗を有して、営業を継続している者

イ 移動販売車については、青森県内の保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を除く。）で営業許可を受けており、1年以上営業を継続している者

ウ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

エ 第75回国民体育大会以降の国民体育大会及び国民スポーツ大会、競技別リハーサル大会で出店実績のある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 競技会の開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出していること。

ウ 申請日時点において過去1年間に当該出店業務に関する法令等に違反して、営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請時点において、市税（五所川原市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 五所川原市暴力団排除条例（平成24年五所川原市条例第12号）第2条に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。また、販売員として暴力団員等を雇用していないこと。

8 運営設備等

次に掲げるものについては、実行委員会が準備し、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備する。ただし、移動販売車による出店の場合、実行委員会は準備を行わない。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、出店区画内に必ず消火器を設置しなければならない。

(1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）

- (2) 長机 6 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

9 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時の飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店許可決定通知書（様式第 5 号）を受領後、速やかに青森県内の保健所（青森県保健所及び八戸市保健所を除く。）に許可申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

(2) 消防署

五所川原地区消防事務組合火災予防条例（平成 17 年五所川原地区消防事務組合条例第 20 号）第 45 条第 6 号の規程に基づく露店等の開設の届出は、出店者として選定したもののうち、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめるものとする。

10 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事書・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 出店者及び従業員の本人確認書類（運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し）
- (6) 五所川原市市税の完納証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（写し可）

11 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担する。出店者は、実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担する。
- (3) (2) の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等からの物品等の調達の推進等に関する法律

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げる者のほか、実行委員会が特に認める者

- (4) 既納の出店料は還付しない。ただし、特別な事由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

12 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第10に規程する申請があったときは、この要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮したうえで出店者を選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して選定する。

ア 五所川原市内の事業者等

イ 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規程する障害者就労施設等

エ その他、実行委員会が適当と認める者

- (2) 前号の規程による選定が困難な場合は、抽選により選定する。

13 売店許可決定通知書及び出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
(2) 売店監督員は、実施本部の職員とし、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
(3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
(4) 飲食物を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
(2) 商品を不当な価格で販売すること。
(3) 指定された場所以外での立ち売り及び呼び込み販売をすること。

- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) アルコール飲料の販売（実行委員会が郷土物産品と認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。）及び試飲を含む無償提供を行うこと。
- (6) 危険物の販売及び無償提供を行うこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を得ていない火気又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) その他、大会運営に支障を及ぼす恐れのある行為を行うこと。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を指定の位置に掲げ、販売員等の搬入搬出及び陳列は実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、販売点の宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令の定めるところにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店及びその周辺の清掃は出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、環境美化に努めること。
- (6) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、出店区画前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。さらに、調理等により生じた廃棄物の処理は適切に行い、常に清潔にしておくこと。
- (7) 従事者は、実行委員会が交付するIDカードを着用し、丁寧な接客を心がけること。
- (8) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を提出すること。
- (9) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (10) 関係法令を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (11) 実行委員会が開催する出店者事前説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による損害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故等発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不当な手段により出店許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) (1) から (3) に掲げるもののほか、実行委員会が不適当と認めたとき。

21 損害賠償

出店者又はその従事者が、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

22 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

23 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復し、売店監督員の確認を受けなければならない。出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

24 その他

この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。

様式第 1 号

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会
会長 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名・氏名 _____
電話番号 _____

売店出店申請書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置運営要項第 10 の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技 _____

2 出店希望会場 _____

3 出店希望形態 テント・移動販売車・その他（ ）

4 提出書類

- (1) 売店出店申請書（様式第 1 号）
- (2) 売店出店概要書（様式第 2 号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予約表持込み備品調書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第 4 号）
- (5) 売店従事者の本人確認書類
(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)
- (6) 五所川原市税の完納証明書（写し可）
- (7) 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書
(写し可)

売 店 出 店 概 要 書

ふりがな				
商号又は名称				
ふりがな				
代表者役職及び氏名				
代表者生年月日				
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目				
国体等出店実績	有（大会名）・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数 人		
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日	
過去 1 年間の法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去 3 年間食中毒 発生処分歴の有無	有 ・ 無	
販売品目 （該当品目に○）	スポーツ用品 ・ 国スポ関連グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他			
販売品目価格等一覧				
No	商品名	予定数量	販売価格	備考（承認番号等）
1			円	
2			円	
3			円	
4			円	
5			円	
6			円	
7			円	
8			円	
9			円	
10			円	

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

商号又は名称	
住所	

1 売店従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。不足する場合は別紙で提出してください。

2 搬入車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」等と記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は1台で、会場によっては駐車場が遠方になる場合や駐車場を準備できない場合があります。

3 持込備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格・消費電力・燃料等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を記入してください。（発電機、プロパンガス、ホットプレート等）

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

契約書兼承認書

青の煌めきあおもり国スポにおいて、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置要項7（2）キに定める暴力団員ではありません。
また、販売員として暴力団員等を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

様式第 5 号

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者役職・氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会 会長

売店許可決定通知書

本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記の内容で決定しました。

つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに出店料の納入をお願いします。なお、期日までに納入がない場合は、この通知を取り消す場合があります。

また、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置要項第 13 の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については、年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場
- 2 出店形態 テント (1 貼)・移動販売車・その他 ()
- 3 出店料 円
- 4 指定振込口座

商号又は名称
代表者役職・氏名 様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会 会長

売店出店許可証

令和 年 月 日付けで申請があった青の煌めきあおもり国スポにおける本実行委員会
が設置運営する競技会場等内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職・氏名	
出 店 許 可 会 場	
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 () ～ 令和 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置運営要項を遵守すること。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会
会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職・氏名

売店出店料免除申請書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市売店設置運営要項第 10（3）の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場

2 免除申請の理由（該当項目の左欄に○印を記入してください。）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認める者

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職・氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
五所川原市実行委員会 会長

出店料免除決定通知書

令和 年 月 日付けで申請があった青の煌めきあおもり国スポにおける本実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

1 出店会場

2 免除理由（左欄に○印の記入がある項目に該当します。）

	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が特に認める者

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店募集要領（案）

1 目的

この要領は、本市で開催される「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）の売店出店者の募集に関して「青の煌めきあおもり国スポ五所川原市売店設置運営要項」（以下「要項」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所、設置期間、開設時間、出店数及び位置

売店の設置場所及び設置期間は次のとおりとし、設置期間中の途中開設・閉設は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が認めた場合を除き、原則認めないものとする。

競技	種別	設置場所（会場）	期間	設置日数
バレーボール	成年女子	五所川原市民体育館	10月11日（日） ～10月14日（水）	4日間

売店の開設時間は要項のとおりとし、実行委員会が大会等の運営状況等を勘案して指定する。

また、出店数及び位置は、実行委員会が現地の状況等を勘案して指定する。

3 出店規模及び設備

（1）出店規模

売店の出店規模は、1店舗あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント相当）を基本とする。ただし、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

（2）設備

実行委員会は、1ブースごとに次の設備を準備する。その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。

ア テント1張以内（2間×3間、四方幕を含む。）

イ 長机6台以内

ウ 椅子4脚以内

ただし、実行委員会は出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

また、移動販売車による出店については上記の設備は設置せず、移動販売車1台につき1ブース使用とみなすこととする。

4 販売品目

売店における販売品目は、要項のとおりとする。

5 出店者要件

売店の出店者要件は、要項のとおりとする。

6 出店申請

売店の出店申請は、要項のとおりとし、出店希望者は、下記の募集期間内に要項に定める書類を実行委員会に提出するものとする。

募集期間

令和8年 月 日 () ～令和8年 月 日 ()

ただし、実行委員会は募集状況等に応じてこれを変更できるものとする。

7 出店者の選定

申請が定数を超えた場合は、実行委員会は、要項のとおり出店者の選定を行う。

8 経費負担

(1) 売店の運営に関する経費は、出店者が負担する。

(2) 要項第11号第2項に規程する出店料は次のとおりである。

	1 ブース (約 20 m ²)	移動販売車
市内事業者	2,000 円／日	2,000 円／日
市外事業者	5,000 円／日	3,000 円／日

ただし、実行委員会は応募状況等に応じてこれを変更できるものとする。

なお、出店はテント1張(2間×3間、約20 m²)を基本とするが、0.5張(約10 m²)を希望する場合は出店料を半額とする。また、ブースの拡張を希望する場合は、テント0.5張(約10 m²)につき、出店料の半額を負担しなければならない。

(3) 要項第11号第3項の規程に該当する者については、既定の手続きにより、出店料を免除することができる。

(4) 出店料の振込及び還付は、要項第11号第2項及び第4項に既定のとおりとする。

9 保健所及び消防署への手続き

保健所及び消防署への手続きは、要項のとおり行うこととする。

10 その他留意事項

(1) 厳守事項

出店にあたっては、要項及び本要領を厳守すること。

(2) 競技会場内でのサービス等

各競技会場では、大会関係者への弁当の斡旋販売、無料ドリンクコーナーでのドリンクの提供が行われる場合がある。

(3) 売店の装飾について

国民スポーツ大会協賛企業との関係により、のぼり旗掲出等の宣伝・PR活動を制限する場合がある。

(4) 個人情報の取り扱い

実行委員会は、提出された書類の内容確認のため、関係官庁に調査・照会できるものとする。なお、提出書類に含まれる個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

11 提出及び問合せ先

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会事務局（スポーツ振興課内）

〒037-8686 五所川原市字布屋町 41 番地 1

電話番号：0173-35-2111 メールアドレス：kokusupo@city.goshogawara.lg.jp

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市ボランティア募集要項（案）

1 趣旨

この要項は、五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ（以下、「大会」という。）の運営を支えるとともに、開催周知と機運の醸成を図り、全国から訪れる選手・監督等をおもてなしの心でお迎えし、五所川原市の魅力を幅広く発信するため、ボランティアの募集について必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 募集内容

募集するボランティアは、次のとおりとする。

4 応募要件

五所川原市に在住、在学又は在勤している中学生以上の個人若しくはグループ又は五所川原市に活動の拠点を持つ団体。ただし、応募時点で18歳未満の方は、保護者の同意を必要とする。

5 募集人数及び募集期間

募集人数及び募集期間は次のとおりとする。ただし、必要に応じて人数、期間を変更することが出来る。

- （1）募集人数 上限なし
- （2）募集期間 大会開催時まで随時

6 募集方法

募集については、広報ごしよがわら、五所川原市ホームページ等を活用する。また、募集案内や登録用紙を公共施設等で配布するほか、実行委員会構成関係機関・団体の協力の下、広く周知を行う。

7 申込方法

登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送、FAXまたはメールにより行う。ただし、保護者の同意が必要となる場合は、持参又は郵送に限る。

8 登録・末梢

- （1）募集要件を満たした応募者をボランティア会員（以下「会員」という。）として登録する。

- (2) 1人(1団体)につき1回の申請とし、登録することができる。
- (3) 会員登録後に、活動区分の変更又は追加をすることができる。
- (4) 実行委員会は次の場合に登録を取り消すことができる。

- ア 本人又は団体から申し出があった場合
- イ 両大会のイメージを損なう行為があった場合
- ウ 日本国憲法または法令及び条例並びに政令等に違反した場合
- エ 政治的主張や勧誘活動を行った場合
- オ 反社会的勢力である場合
- カ その他、実行委員会が協議の上、判断した場合

9 活動期間

活動期間は、登録後から大会終了までとする。

10 活動場所及び活動内容の決定

会員の具体的な活動場所及び活動内容は、会員登録後に実行委員会が実施する活動希望調査等を参考に決定する。

11 研修

実行委員会は、会員に対し関する認識を深め、おもてなしの心を育むとともに、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会を実施する。

12 報酬及び交通費等

- (1) 活動及び研修等の参加に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 会員であることを識別できる服飾等及び食事等については、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

会員の活動及び研修にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入する。その他の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

会員の個人情報については、実行委員会が大会準備及び運営のためのみの使用するものとし、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適正に管理する。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市式典実施要項（案）

1 目的

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市式典基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポにおける式典の実施について、必要な事項を定める。

2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえ、多くの方が喜びと感動を分かちあえるものとする。内容については、選手のコンディションや競技運営に配慮し、簡素化に努め、本市の特色を生かした式典とする。

3 式典運営

式典の運営は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会、競技団体及び関係機関・団体等が連携して行う。

4 式典内容

式典の内容は概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等に配慮し、必要に応じて変更できるものとする。

(1) 開始式

- ア 開式通告
- イ 競技会開始宣言
- ウ 国旗掲揚（儀礼）
- エ 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）
- オ 大会会長トロフィー返還
- カ 開会のあいさつ
- キ 歓迎のことば
- ク 選手宣誓
- ケ 閉式通告

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 成績発表
- ウ 表彰状授与
- エ 大会会長トロフィー授与
- オ 閉会のあいさつ
- カ 歓送のことば
- キ 国旗降納（儀礼）
- ク 大会旗・実施競技団体旗・県旗・市旗掲揚（儀礼）

- ケ 競技会終了宣言
- コ 閉式通告

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD、メディアプレーヤー等を使用する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は事務局長が別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市宿泊基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下、「大会」という。）に参加する選手、監督及び役員並びに視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、関係機関等の協力を得て弁当調達計画を作成する。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- （１）幹旋弁当 選手・監督、視察員及び報道員等に幹旋する弁当をいう。
- （２）支給弁当 競技役員、競技補助員等に支給する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあつては大会の開催期間（公式練習日を含む。）、支給弁当にあつては大会の準備、運営等に係る業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

弁当の料金は、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項に準じるものとする。

7 弁当調整施設の指定及び取消し

- （１）実行委員会は、別に定める基準に基づき弁当調整施設の指定を行う。
- （２）実行委員会は、前項の規定により弁当調整施設を指定するときは、五所川原市弁当調整施設指定書（様式第 1 号）を交付する。
- （３）実行委員会は指定した弁当調理施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止、もしくは期間を定めて停止処分を受けたとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

- ウ 弁当調整業務を第三者に委託したとき。
- エ その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

8 弁当引換所の設置及び運営

弁当引換所を競技会場に設置し、保健所等の関係機関の指導に基づき、衛生上の安全確保に配慮した適正な運営を行う。

9 その他

この要項に定めるもののほか、弁当調整業務に関して必要な事項は、別に定める。

弁当調製施設指定書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市
実行委員会 会長

第 8 0 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」における弁当調製施設として
下記のとおり指定します。

記

施 設 名	
所 在 地	
代表者名	
適用期間	

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設募集要領

1 目的

この要領は、青の煌めきあおもり国スポ（以下、「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者に斡旋し、又は支給する弁当の調製施設の募集を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

昼食弁当の調製、会場等への配達及び弁当容器の回収

3 応募要件

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市弁当調製施設選考基準を満たすこと。

4 応募方法

次の書類を下記提出先まで郵送又は持参により提出すること。

- (1) 誓約書兼承諾書（様式第1号）
- (2) 調査票（様式第2号）
- (3) 営業許可証の写し
- (4) 最新の五所川原市税の納税（完納）証明書（写し可）
※市内に施設を有する場合
- (5) 食品賠償保険証の写し

5 募集期間

令和7年 月 日（ ）から令和 年 月 日（ ）まで

持参の場合は午前8時30分から午後5時まで（※土日祝日は除く）

郵送の場合は締切日必着。

6 選定方法

提出された書類等に基づき審査を行い、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が弁当調製施設を選定する。選定の結果は、応募があった事業者あてに文書で通知する。

7 その他

- (1) 各様式は五所川原市のホームページからダウンロードするか実行委員会で配布するものを使用する。
- (2) 書類の郵送費用等応募に要する費用は 応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。また、必要に応じて複写することがあるが、実行委員会の弁当調製業務に限り使用する。（食品衛生指導のため、関係機関にその写しを

提供する場合がある。) なお、法令等の規定に基づき開示を求められた場合を除き、第三者に提供又は開示しない。

(4) 弁当調製施設として選定された場合でも、発注を確約するものではない。また食品衛生法その他関係法令に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないときは、指定を取り消す場合がある。

(5) 数量及び配達場所については、実行委員会の指示によるものとする。

8 提出・問い合わせ先

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町 41 番地 1

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会事務局

様式第 1 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設誓約書兼承諾書

- 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会が行う弁当調達業務に協力します。
- 誓約書兼承諾書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ありません。
- 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設選考基準の内容を全て満たしていることを誓約します。
- 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てはされていません。
- 管轄保健所による食品衛生指導に速やかに従います。
- 青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製を第三者に再委託しません。
- 本誓約書兼承諾書を以て選考基準の内容について関係官庁等に調査、照会をすることを承諾します。

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会
会長 様

所在地

応募者氏名（法人にあっては名称および代表者氏名）

電話 番号
FAX 番号
E-mail

添付書類

- (1) 食品衛生監視票の写し（応募日以前1年以内のもの）
- (2) 営業許可証の写し
- (3) 納税証明書（消費税、地方消費税に未納の税額がないことを証明できるもの）
- (4) 食品賠償保険証の写し

様式第 2 号

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設調査確認書

施設概要	ふりがな		実行委員会記入欄	
	施設名		No	
	ふりがな			
	代表者名			
	所在地 〒 —		(電話 — —)	
			(FAX — —)	
			(E-mail)	

弁当の調製	1	一日あたりの弁当調製可能数	最大 (食) 通常 (食)
	2	国スポへの提供可能数	平日 (食) 日曜 (食)
	3	第三者に委託することなく、弁当の調製を行うこと	☐ 可 ☐ 不可
	4	単価に応じた調製	☐ 可 ☐ 不可
	5	選手のコンディション作りを考慮した献立を日替わりで提供すること	☐ 可 ☐ 不可
	6	原材料に五所川原市産品又は青森県産品を積極的に使用する等、青森県、五所川原市の特色を活かした弁当の調製	☐ 可 ☐ 不可
	7	実行委員会が食材や献立内容を指定した場合の、調製の対応	☐ 可 ☐ 不可
	8	原則として、注文数の変更を前日の午後 6 時まで対応し、消費期限を当日の午後 2 時に設定した弁当を当日の午前 11 時までに納入すること	☐ 可 ☐ 不可
衛生管理体制	9	選考時点において、過去 3 年間の食中毒発生等による食品衛生法に基づく営業停止等の処分	☐ 有 ☐ 無
	10	食品関係法令に基づく HACCP に沿った適切な衛生管理、施設の適切な管理運営及び整備	☐ 可 ☐ 不可
	11	検食の保管（原材料及び調理済み食品ごとに 50g 程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封したものを－20℃以下で 2 週間以上保存）	☐ 可 ☐ 不可

	12	調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のあるものであって臨時職員を含む）に対し、大会開催前の１ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施すること	☐ 可	☐ 不可
	13	開催期間中の食品賠償保険等加入	☐ 可	☐ 不可
対応能力	14	弁当容器に必要な食品表示（弁当の名称、原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む）、食品添加物、消費期限（時刻まで表示）、保存方法、製造所所在地及び製造者名、その他食品表示法等関係法令により規定される表示、提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示、持ち帰りを禁止する表示、その他実行委員会が指示する表示）をラベルシール等で表示すること	☐ 可	☐ 不可
	15	実行委員会が指定する容器及び包装紙等での提供	☐ 可	☐ 不可
	16	弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の納入をすること	☐ 可	☐ 不可
	17	弁当付属品について、実行委員会から指示があった場合の、指示に沿った内容での提供	☐ 可	☐ 不可
	18	実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬できること ※必須項目ではないが、対応可能な施設を優先して発注する。	☐ 可	☐ 不可
	19	配達同日の弁当容器の回収	☐ 可	☐ 不可
	20	実行委員会からの要望に応じて、献立、サンプル（試食弁当）、写真等を提供すること	☐ 可	☐ 不可
	21	献立について実行委員会から指示があった場合に改善すること	☐ 可	☐ 不可
	22	荒天等により、競技内容の変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入について実行委員会の指示に基づく対応をすること	☐ 可	☐ 不可

※御申告いただいた内容は実行委員会で厳重に管理し、弁当調達目的以外では使用いたしません。

※確認書は弁当調製施設ごとに作成してください。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、五所川原市で開催される青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 対象施設

- （１）五所川原市内に所在し、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業許可を受けている弁当調製施設であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- （２）納税義務が履行されていること。
- （３）五所川原市暴力団排除条例（平成 24 年五所川原市条例第 8 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

3 施設の衛生管理体制

- （１）選考時点において、過去 3 年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- （２）食品衛生関係法令に基づき、H A C C P（ハサップ）に沿った適切な衛生管理に取り組み、施設の管理運営及び整備が適正になされていること。
- （３）検査用保存食として、原材料及び調理済み食品ごとに 50 g 程度ずつ清潔な容器（ビニール等）に密封し、マイナス 20℃以下で 2 週間以上保存できること。
- （４）調理従事者（食品の盛り付け等、食品に接触する可能性のあるものであって臨時職員を含む）に対し、大会開催前の 1 か月以内に、検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）を実施することが可能であること。なお、検便検査項目には必要に応じてノロウイルスも含めることが望ましい。
- （５）死亡後遺障害補償額が 1 事故 1 億円以上の食品賠償保険等に参加していること、もしくは大会開催期間中参加できること。

4 施設の調製能力

- （１）1 回 100 食以上の提供が可能であること。ただし、実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- （２）第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。

- (3) 単価に応じた調製が可能であること。
- (4) 選手のコンディション作り（高たんぱく・炭水化物、低脂質）を考慮した、日替わりの献立が可能であること。
- (5) 原材料に五所川原市産品又は青森県産品を積極的に使用する等、青森県、五所川原市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (6) 実行委員会が弁当の食材や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可能であること。
- (7) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、消費期限を当日の午後2時に設定した弁当を当日の午前11時までに納入が可能であること。ただし、競技の進行状況により注文数の変更が前日の午後6時を過ぎる場合は別途協議する。

5 対応能力

- (1) 弁当容器に以下の項目をラベルシール等で表示できること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、遺伝子組換え、原料米の産地等の表示を含む）
 - ウ 食品添加物
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地及び製造者名
 - キ その他食品表示法等関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらうための注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他実行委員会が指示する表示
- (2) 実行委員会が指定する容器及び包装紙等での提供が可能であること。
- (3) 弁当付属品として、お茶・割り箸・爪楊枝・お手拭き及び持ち運び用ビニール袋等の納入ができること。また、それらについて実行委員会から指示があった場合、指示に沿った内容での提供が可能であること。
- (4) 実行委員会が指定した時刻・場所に適切な温度管理（10℃以下）のできる冷蔵車等を利用して衛生的に運搬できること。ただし、実行委員会において冷蔵車等の手配及び配達を行った場合は、その限りではない。

※弁当調製施設の指定にかかる必須項目ではないが、本事項が対応可能な施設を優先して発注する。
- (5) 原則として、配達同日に弁当容器の回収が可能であること。

- (6) 実行委員会からの要望に応じて、献立、サンプル（試食弁当）、写真等の提供が可能であること。また、献立について、実行委員会から指示があった場合に改善、対応することが可能であること。
- (7) 荒天等により、競技内容の変更又は開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議して定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市医療救護要項（案）

1 趣旨

この要項は青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）五所川原市医事・衛生基本計画に基づき、大会における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、競技団体、医療機関及び関係機関等の協力を得て、選手、監督、役員、視察員、報道員及びその関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

- ア 各競技会場の適切な場所に設置し、救護活動及び競技に支障のないようにする。
- イ 救護所内部は、衛生管理に留意し、外部から見えないようにする。
- ウ 救護所を明示するための看板等を設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、理学療法士等及び競技会係員を配置する。

(3) 設置期間及び開設時間

- ア 設置期間は、原則として各競技会の競技日とする。
- イ 開設時間は、原則として競技開始 30 分前から競技終了までとし、必要に応じて延長することができるものとする。

(4) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要備品等を配置する。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

- ア 救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する、もしくは最寄りの医療機関を紹介するなど、適切な処置を講じる。傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

イ 救護所係員は、医療機関に傷病者を搬送した場合、速やかに実行委員会の医療救護担当者へ報告する。また、医療機関に搬送した傷病者のその後の症状、経過を把握するよう努める。

(2) 練習会場における医療救護

ア 練習会場には、必要に応じて、競技会係員等を配置する。

イ 練習会場には、必要に応じて、医薬品等を配備する。

ウ 練習会場において、傷病者を医療機関に搬送する場合は、車両等での搬送又は救急自動車の出動を要請する。この場合、必ずチーム関係者等が同行することとする。

(3) 実行委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

実行委員会主催の大会関連イベントについては、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿泊施設における医療救護

ア 傷病者が発生した場合、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄り医療機関の紹介を行うとともに、実行委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

イ 傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢及び参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

(5) 救急自動車の配備については、別途関係機関と協議して定める。

5 医療費の負担

(1) 競技会場及び練習会場での応急処置に係る経費は、実行委員会が負担する。

(2) 傷病者は、健康保険証を提示して受診した場合には医療費の本人負担分を、提示せずに受診した場合には医療費の全額を医療機関へ支払う。

6 医療救護体制の周知

傷病者への対応が適正に図られるよう、大会参加者等や宿舎、医療・消防機関等に対して、各種通知や案内、ホームページ等の活用により、医療救護体制について周知を図る。

7 事後処理

救護所等の医師、看護師、保健師、理学療法士等及び競技会係員等は、業務にあたり、相互に連絡調整を図り、所定の事項を記載した書類を、当日業務終了後速やかに実施本部に提出する。

8 県実行委員会等への報告

- (1) 実行委員会は、大会期間中、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者等に入院患者や重大事故が発生した場合は、実行委員会に報告することとする。
- (2) 実行委員会は、競技終了後、取扱傷病者一覧表を実行委員会に提出する。

9 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）五所川原市医事・衛生基本計画に基づき、大会における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民、大会参加者等の環境衛生に関する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻等の不法投棄の防止に向けた啓発に努める。

(4) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については適切な処理を行う。

(5) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(6) 飲料水の衛生対策

水道事業者その他関係機関と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、大会参加者等が利用する施設等の維持管理の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(7) 衛生害虫等の対策

ねずみ、衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(8) 動物の適正管理

会場、宿舎等の周辺における動物の危害の防止を図る。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）五所川原市医事・衛生基本計画に基づき、全国から参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、食品関係事業者及び市民並びに大会参加者へ食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(2) 関連施設等に対する監視、指導等

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、宿泊施設、弁当調理施設、食品取扱施設等に対する監視、指導及び検査を強化し、施設の整備促進及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。

(3) 土産食品の衛生対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、土産食品製造施設及び販売施設等に対する監視、指導等を強化し、土産食品の衛生確保及び適正表示の徹底を図る。

(4) 会場等における食品販売店対策

管轄保健所、県実行委員会及び関係機関等の協力を得て、関係法令等に基づき、競技会場等の食品販売店に対して、食品衛生に関する体制強化を図る。

(5) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じ事故の拡大防止に努めるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時に必要な連絡体制を整備する。

4 講習会等への参加

大会の食品を取り扱う責任者に対し、管轄保健所等が開催する食品衛生講習会等へ積極的に参加するよう依頼する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市輸送交通業務実施要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市輸送交通基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 実施期間

輸送交通業務の実施期間は、五所川原市において開催される競技会の公式練習日から競技終了日までとする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、延長することができる。

(3) 業務の範囲等

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関連諸行事の会場等の相互の区間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合又は競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。
- ウ 計画輸送は、原則として当該輸送・交通業務の範囲が近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）の場合は行わない。

4 輸送力の確保

(1) 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、関係機関等の協力を得て、必要台数を実行委員会が確保する。

(2) 臨時バスの運行

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時バスの運行及びバス路線の変更等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(3) 臨時電車の運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対して、臨時電車の運行を要請するとともに、必要な措置を講じる。

(4) 予備車の確保

実行委員会は、大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

5 輸送業務の内容

(1) 輸送計画の作成

関係機関・団体等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。

(2) 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて関係機関・団体等と協議の上、指定集合地を設定する。

(3) 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、競技団体及び関係機関等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

(4) 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

(5) 広域配宿における輸送

広域配宿によって五所川原市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要がある場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

(6) 同一競技が2市以上で行われる場合の輸送

同一競技が五所川原市と五所川原市以外の会場地で行われる場合、関係会場地実行委員会と協議のうえ、必要に応じて輸送を実施する。

(7) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

(8) バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

(9) 全国輸送との連携

ア 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

イ 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(9) 学校観戦の輸送

実行委員会は、各競技の学校観戦について、事前に市内学校に調査等を行い、原則競技会場から2キロメートル未満の場合は徒歩、2キロメートル以上の場合は必要に応じて、関係機関等の協力を得て必要な措置を講じる。

6 交通業務の内容

(1) 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

(2) 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

(3) 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理や誘導を実施する。

(4) 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

(5) 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

(6) 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

(7) 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

(8) 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

(9) 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ五所川原市警備・消防防災業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市警備・消防基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ（以下「大会」という。）における警備・消防防災業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下、「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、警察・消防及び関係機関等の協力を得て警備・消防防災業務を実施する。

3 実施期間

警備業務及び消防防災業務の実施期間は、市実行委員会が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

4 実施区域

実施区域は、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）及び宿泊施設並びに市実行委員会が必要と認める場所とする。

5 実施体制

（1）大会開催前

市実行委員会は、警察・消防及び関係機関等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

（2）大会開催期間中

ア 大会運営の従事を担う青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実施本部に警備・消防防災を担当する警備消防班を設置する。

イ 警備消防班は、必要に応じて、大会関連施設に警備消防係を設置する。

6 警備業務

（1）基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事故・事件の防止に取り組む。

（2）実施内容

ア 大会開催前

- a 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。
- b 実地踏査の実施に関すること。
- c 通信体制の確立に関すること。
- d 警備員等の確保に関すること。

- e 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。
- f 関係機関等との連絡協力体制の確立に関すること。
- g その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。
- b 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。
- c 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。
- d 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。
- e 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。
- f 入退場者管理に関すること。
- g 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。
- h 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。
- i 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。
- j 迷子及び遺失物等への対応に関すること。
- k その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、五所川原市において危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

7 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 五所川原市地域防災計画及び施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

- a 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。
- b 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。
- c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。
- d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。
- e 大会関連施設での避難訓練に関すること。
- f 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。
- g その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

- a 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。
- b 大会関連施設における救急救助に関すること。
- c 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関すること。
- d その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿が生じた場合の対策については、関係機関及び宿泊市町村と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、五所川原市において災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

8 その他

この要項に定めるもののほか、警備・消防防災業務の実施に関して必要な事項は別に定める。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会財務会計規程の改正について

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり改正します。

新旧対照表

改正後			改正前	
別表第 1（第 7 条関係） （略）			別表第 1（第 7 条関係） （略）	
〈支出関係〉			〈支出関係〉	
項	目	節	項	目
実行委員会費	総務費	事務費	実行委員会費	総務費
	事業推進費	調査研究費		事業推進費
		広報啓発費		競技会運営費
	競技運営費	宿泊衛生費	節は五所川原市の例による。	
		輸送交通費		
		競技運営費		
		行幸啓費		

資料 3

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポにおいて、五所川原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会開催に必要な施設・設備の整備に関すること。
- (4) 競技会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大競技会を開催するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 五所川原市を代表する者
- (2) 五所川原市の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか会長が特に必要と認める者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、五所川原市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

（顧問及び参与）

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

（1）総会

（2）常任委員会

（総会）

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）競技会の開催に必要な方針及び計画等に関すること。

（2）会則の制定及び改廃に関すること。

（3）事業計画及び事業報告に関すること。

（4）予算及び決算に関すること。

（5）常任委員会に委任する事項に関すること。

（6）その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に議案を送付し、書面をもって表決を求めた結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第19条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

1 この会則は、令和6年7月8日から施行する。

2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和7年3月31日までとする。

資料 4

総会から常任委員会への委任事項

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ五所川原市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること